

令和元年 議案第17号

みよし市少人数学級編成の実施に係る任期付市費負担教員の給与等に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和元年5月16日提出

みよし市教育委員会

教育長 今瀬良江

#### 説明

この案を提出するのは、みよし市少人数学級編成の実施に係る任期付市費負担教員の給与等に関する規則の一部改正に伴い必要があるからである。

みよし市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

みよし市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の給与等に関する規則（平成22年みよし市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号中「4時間」を「3時間」に改め、同条第2項第4号中「3,600円」を「2,700円」に改める。

附 則

この規則は、令和元年6月1日から施行する。

# 議案第 号 みよし市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の給与等に関する規則の一部を

## 改正する規則

【趣 旨】 愛知県規則「職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年3月28日条例第4号）」の一部改正に準じ、任期付市費負担教員の教員特殊勤務手当を改定（平成31年4月1日適用）するために必要な改定を行う。

【内 容】 教員特殊勤務手当「学校の管理下において行われる部活動」に係る手当の適用条件及び金額の改定（第4条第1項第4号関係、同条第2項第4号関係）。

【施行期日】 令和元年6月1日から施行する。

- 【参 考】
- 1 少人数（35人）学級編制の実施状況について  
愛知県において平成16年度から小学1年生、平成20年度から小学2年生で導入し、平成21年度から中学1年生へ拡大。なお、小学1年生については、平成23年から法制度化されている。
  - 2 本市独自の少人数（35人）学級編制の導入状況について  
平成23年度 小学3年生 平成28年度 中学2年生 平成29年度 中学3年生 平成31年度 小学校4年生から6年生
  - 3 本市の少人数任期付市費負担教員の任用状況  
10人（中部小 1人、北部小 2人、緑丘小 2人、三好中 1人、三好小 1人、北中 2人、南中 1人）

みよし市少年学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の給与等に関する規則の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第4条 教員特殊業務手当は、市費負担教員が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 週休日等に学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導の業務で、従事した時間が引き続き2時間程度以上のもの</p> <p>2 教員特殊業務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前項第4号に掲げる業務 勤務1日につき2,700円</p> <p>3 略</p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第4条 同左</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 週休日等に学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導の業務で、従事した時間が引き続き4時間程度以上のもの</p> <p>2 同左</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前項第4号に掲げる業務 勤務1日につき3,600円</p> <p>3 略</p>

令和元年 議案第18号

みよし市社会教育委員の選任について  
上記の議案を提出する。

令和元年5月16日提出

みよし市教育委員会

教育長 今瀬良江

#### 説 明

この案を提出するのは、みよし市社会教育委員の交代につき新たに選任する必要があるからである。

平成31年度 みよし市社会教育委員会委員選任(案)

No.	氏名(フリガナ)			備考	任期	経験年数 (30年度末)	
1	委員長	秋松 成喜	アキマツ セイキ	学識経験又は実務経験者	平成30年4月1日 ～令和2年3月31日	15	
2	副委員長	鈴木 輝二	スズキ テルジ	学識経験又は実務経験者	平成30年4月1日 ～令和2年3月31日	12	
3	委員	野口 尚子	ノグチ ナオコ	学識経験又は実務経験者	平成30年4月1日 ～令和2年3月31日	1	
4	委員	大地 由美子	オオチ ユミコ	学識経験又は実務経験者	平成30年4月1日 ～令和2年3月31日	1	
5	委員	中村 有里	ナカムラ アリ	東海学園大学	平成30年4月1日 ～令和2年3月31日	3	
6	委員	中山 弘之	ナカヤマ ヒロユキ	愛知教育大学	平成30年4月1日 ～令和2年3月31日	2	
7	委員	岡本 清則	オカモト キヨノリ	文化協会代表(副会長)	平成30年4月1日 ～令和2年3月31日	6	
8	委員	新	塚本 剛	ツカモト ツヨシ	区長会代表(新屋区長)	平成31年4月1日 ～令和2年3月31日	0
		旧	長谷 勝	ハセ マサル	区長会代表(三好丘旭区長)	平成30年4月1日 ～平成31年3月31日	1
9	委員	新	原 俊輔	ハラ シュンスケ	PTA連絡協議会代表 (中部小学校)	平成31年4月1日 ～令和2年3月31日	0
		旧	坂口 剛	サカグチ ツヨシ	PTA連絡協議会代表 (緑丘小学校)	平成30年4月1日 ～平成31年3月31日	1
10	委員	新	日置 睦親	ヒオキ ムツチカ	学校代表(教頭会) 三好丘小学校	平成31年4月1日 ～令和2年3月31日	0
		旧	江端 義嗣	エバタ ヨシツグ	学校代表(教頭会) 南部小学校	平成30年4月1日 ～平成31年3月31日	1
11	委員	橋本 静治	ハシモト セイジ	私立幼稚園協会代表 (東山幼稚園)	平成30年4月1日 ～令和2年3月31日	1	

○みよし市社会教育委員条例

平成26年みよし市条例第4号

みよし市社会教育委員の定数、任期および費用弁償等に関する条例（昭和24年三好村条例第13号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、みよし市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（委嘱の基準）

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

（定数）

第3条 委員の定数は、11人以内とする。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 教育委員会は、特別の事情のある場合には委員の任期中でも解嘱することができる。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員会の設置）

第5条 委員は、その職務を行うため、社会教育委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員長及び副委員長）

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（報酬及び費用弁償）

第7条 委員の受ける報酬及び費用弁償については、みよし市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例（昭和31年三好村条例第11号）の定めるところによる。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会その他運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日条例第26号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

